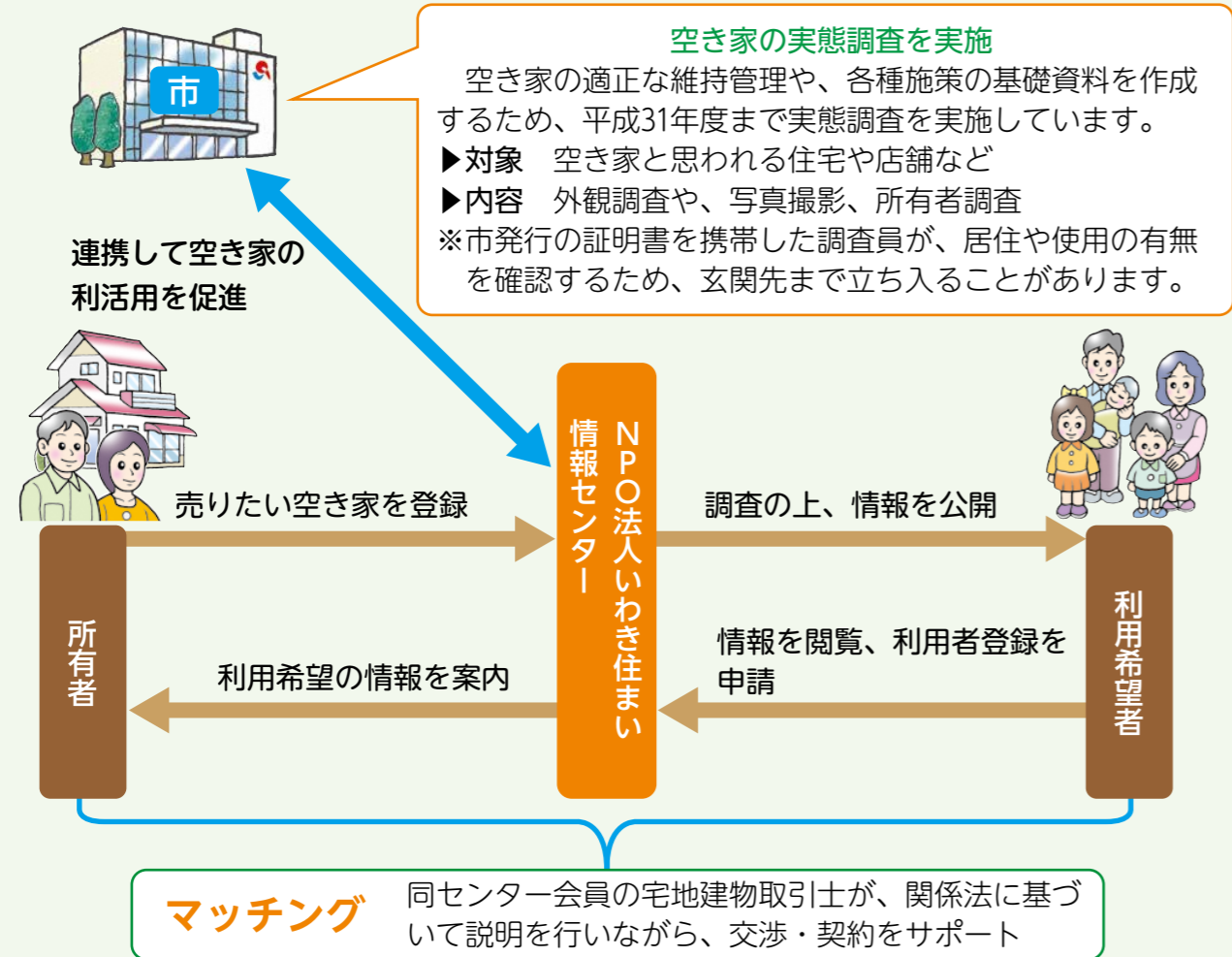


○空き家の除却・予防・活用に関する事業の概要

①空き家バンク事業

利活用可能な空き家の情報を収集・公開し、所有者と利用希望者のマッチングを行います。



空き家の実態調査を実施

空き家の適正な維持管理や、各種施策の基礎資料を作成するため、平成31年度まで実態調査を実施しています。

- ▶対象 空き家と思われる住宅や店舗など
 - ▶内容 外観調査や、写真撮影、所有者調査
- ※市発行の証明書を携帯した調査員が、居住や使用の有無を確認するため、玄関先まで立ち入ることがあります。

連携して空き家の利活用を促進



マッチング

同センター会員の宅地建物取引士が、関係法に基づいて説明を行いながら、交渉・契約をサポート

②空き家と住まいの相談窓口事業

相談ナビゲーションダイヤルを設置し、相続や、売買、リフォーム、解体など、内容に合わせて相談対応します。

また、空き家と住まいの相談会を市内各地で定期的で開催します。専門家に相談が可能



○空き家と住まいの相談会を開催

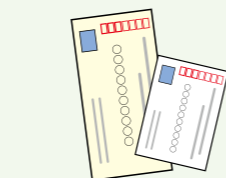
- ▶とき 7月26日(木) 13時～16時
- ▶ところ 産業創造館
- ▶申し込み方法 7月18日(水)までに同センターへ☎か窓口で

③空き家管理サポート事業

高齢者や遠隔地に居住する空き家の所有者などを対象に、定期的な現状確認や、除草などの空き家の管理を行う予定です。

詳しくは、同センターへお問い合わせください。

- ・定期巡回サービス 外観目視、郵便物などの回収・転送など
- ・空き家保守サービス 除草、せん定、内部換気、清掃、修繕など
- ・利活用サービス 利活用の提案や、改修計画への支援など



市空家等対策計画を策定

国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、市では、空き家の対策を総合的かつ計画的に推進するため「市空家等対策計画」を策定しました。同計画に基づき、市民の皆さんが安心して暮らすことのできる環境を確保するとともに、空き家の利活用による地域の活性化などを図るため、除却・予防・活



○除却の取り組み

周辺環境に悪影響を与える危険な空き家を「特定空家等」に認定し、所有者に対して改善を図るよう、指導などを行っています。昨年度は、三十九件を特定空家等に認定しました。

空き家の除却・予防・活用

○予防・活用の取り組み

NPO法人いわき住まい情報センターと連携し、利活用可能な空き家の流通促進や、適正な管理の促進を目的に、空き家バンク事業や、空き家と住まいの相談窓口事業を実施しています。さらに、今後、空き家管理サポート事業を行う予定です。

NPO法人いわき住まい情報センター(空き家バンクいわき)を紹介

市内の関係団体と行政が連携・協力し、空き家の対策に取り組むため設立されました。空き家や住まいに関する相談を受け付けているほか、空き家の紹介などを行っています。

詳しくは同センターへお問い合わせいただくか、ホームページ(<http://www.akiya-iwaki.com/>)をご覧ください。

- ▶とき 月～金曜日 8時30分～17時15分
- ▶ところ 平字童子町2-10
- ▶お問い合わせ ☎84-5341、FAX84-5342、✉i.sumai@wind.ocn.ne.jp

まちを活性化していくためには、住まいの環境を整えることが大切です。暮らしについて幅広く、無料で相談できますので、まずご相談ください。一緒に考え、解決していきましょう。



佐藤光代さん(同センター理事長)



空き家をなくして
住みよいまちへ

○お問い合わせ
住まい政策課
☎22-1178